

桑名市告示第228号

桑名市障害者（児）福祉サービス施設運営費補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年11月1日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市障害者（児）福祉サービス施設運営費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、物価高騰の影響を受ける障害者（児）福祉サービスを実施する施設に対し、電気料金、ガス料金、食材費及び車両燃料費（以下「電気料金等」という。）に要する経費の一部を支援することにより、当該施設の負担を軽減し、安定的かつ継続的な障害者（児）福祉サービスの提供を支援するため、桑名市障害者（児）福祉サービス施設運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、桑名市補助金等交付規則（平成16年桑名市規則第54号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、「施設」とは、桑名市内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者若しくは同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3に規定する指定障害児通所支援事業者若しくは同法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者（以下これらを「事業者」という。）が運営する施設であって、障害者（児）福祉サービス（県又は市の指定を受けているものであって、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。以下「サービス」という。）を提供するものをいう。ただし、市の委託を受けてサービスを提供するものを除く。

- (1) 入所系 共同生活援助、短期入所及び施設入所支援
- (2) 通所系 生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、自立訓練及び地域活動支援センター事業
- (3) 訪問系 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援及び障害児相談支援

（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、第6条第1項の規定による補助金の交付の申請時に施設を運営している事業者であって、引き続き、令和6年3月31日までの間、当該施設においてサービスの提供を行う予定があるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、交付対象者としなない。

- (1) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が桑名市暴力団排除条例（平成23年桑名市条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である施設の事業者
- (2) 政治団体
- (3) 宗教上の組織若しくは団体又は業として宗教上の行為を行う事業者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が交付対象者として適切でないとする者

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、施設が令和5年4月1日から令和5年9月30日までの間に負担した次に掲げる経費とする。

- (1) 電気料金
- (2) ガス料金
- (3) 食材費
- (4) 車両燃料費（施設が所有し、又は賃貸借契約を締結している車両であって、かつ、次のいずれかの用途に使用しているものに要する経費に限る。）
 - ア 利用者の送迎
 - イ 施設の職員による利用者の居宅への訪問
 - ウ 利用者の医療機関への通院等

2 複数の種別のサービスを提供する施設にあっては、それぞれのサービスに係る経費を対象とする。ただし、居宅介護と重度訪問介護、就労移行支援と就労定着支援又は計画相談支援と障害児相談支

援を同一の施設で一体的に提供している場合は、この限りでない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表の左欄に掲げる区分ごとに、同表の中欄に掲げる補助対象経費に応じ、同表の右欄に掲げる算式により算定した額とする。ただし、当該額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和5年12月22日までに、次の各号に掲げる方式のいずれかにより交付の申請を行うものとする。この場合において、第2号及び第3号に掲げる申請方式は、第1号による申請が困難であると市長が認める場合に限り行うものとする。

(1) オンライン申請方式 申請画面から申請者の名称及び所在地、担当者、申請額並びに振込先口座等の必要事項を入力し、振込先口座の確認書類をアップロードした後、電子申請する方法

(2) 郵送申請方式 申請者が桑名市障害者（児）福祉サービス施設運営費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）、桑名市障害者（児）福祉サービス施設運営費補助金交付申請書内訳表（様式第2号）、誓約書（様式第3号）及び振込先口座の確認書類（以下「申請書等」という。）を郵送して申請する方法

(3) 窓口申請方式 申請者が申請書等を窓口で提出して申請する方法

2 交付申請金額等に誤りがあった場合、市長は申請書等の再提出を求めることができる。

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付決定をしたときは、交付決定日を請求日とし、申請者が指定した振込先口座へ振込を行うものとする。

(不当利得の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、前条第1項の規定による交付決定を取り消し、その者に補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(申請等が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 交付対象者から第6条第1項に定めた申請期間内に申請が行われなかった場合は、交付対象者が補助金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

(関係書類の保管)

第10条 申請者は、補助金の交付申請に係る関係書類を、当該補助を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。